

下水道事業の概要

都市計画課

1. 下水道事業の目的

下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的としています。下水道事業は地域住民からの整備促進に対する要望が非常に強いことから、着実に事業を推進し、早期に事業効果の発現を図る必要があります。

2. 青森県の下水道事業の現状と課題

平成18年度末の本県の下水道普及率は49.7%で、全国平均から約20ポイント低い状況にあり、特に市部と町村部では大きな格差(市部57.9%、町村部23.7%)があるため、この格差是正が大きな課題となっています。

県内全域の下水道や農集排・合併処理浄化槽等の整備を効率的に進めていくための長期的な整備指針として、平成9年度に「青森県汚水処理施設整備構想」を策定し、平成15年度には社会情勢の変化に合わせた構想に改定しています。当面の目標である平成23年度末の汚水処理人口普及率74.0%(内、下水道55.7%)達成に向けて今後とも積極的に下水道整備を進めていくこととしていますが、昨今の市町村財政は非常に厳しく、人口減少と相俟ってどのように効率的な下水道整備を進めていくかが大きな課題となっています。

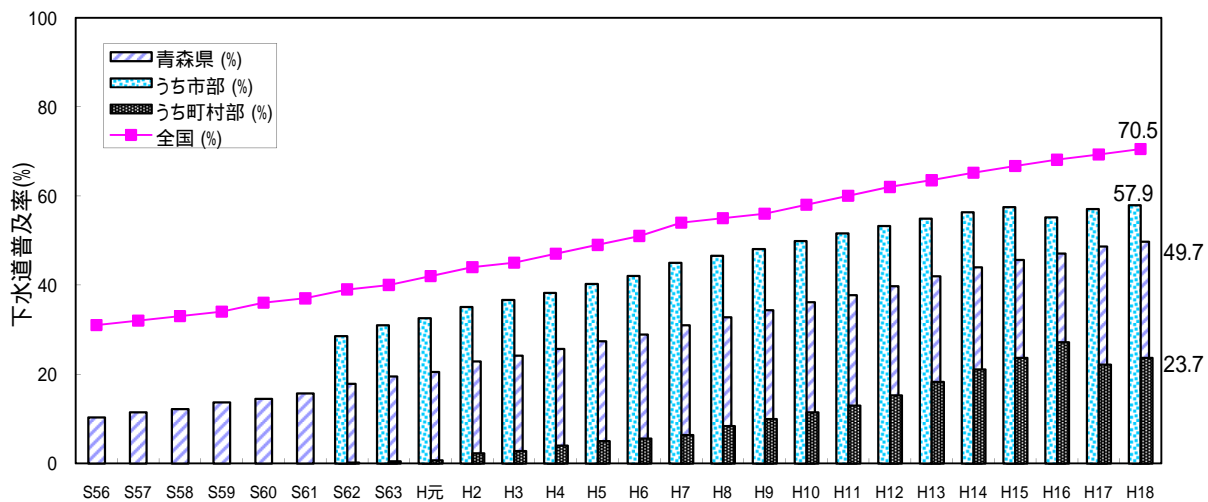
下水道処理人口普及率	49.7% (H18末)
事業着手市町村	10市19町5村(計34市町村)
供用開始市町村	10市14町5村(計29市町村) 供用開始予定 H20 階上町、H21 三戸町、H22 南部町
流域下水道	岩木川流域下水道 (関連市町村) 青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、板柳町
	馬淵川流域下水道 (関連市町村) 八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町

3. 県事業(流域下水道事業)と市町村事業(流域関連下水道事業)の区分

県事業である流域下水道は、市町村が整備する流域関連公共下水道からの下水を受け、市町村の行政区域を越えて、この下水を排除するための幹線管渠及び中継ポンプ場と集めた下水を一括で処理するための終末処理場とからなっています。流域下水道の設置、管理は原則として都道府県が行うこととされています。

市町村事業である流域関連下水道は、各行政区域内であって下水道事業計画区域内の下水を集めるための下水管渠等から構成され、集めた下水を流域下水道の管線管渠に流入させています。

青森県と全国の下水道普及率 (処理人口/総人口)



	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
全国 (%)	31.0	32.0	33.0	34.0	36.0	37.0	39.0	40.0	42.0	44.0	45.0	47.0	49.0	51.0	54.0	55.0	56.0	58.0	60.0	62.0	63.5	65.2	66.7	68.1	69.3	70.5
青森県 (%)	10.3	11.5	12.2	13.7	14.5	15.7	17.9	19.5	20.5	22.9	24.2	25.7	27.4	28.9	31.0	32.8	34.4	36.2	37.8	39.8	42.0	44.0	45.7	47.1	48.7	49.7
うち市部 (%)	-	-	-	-	-	-	28.6	31.0	32.6	35.1	36.7	38.3	40.3	42.1	45.0	46.6	48.1	49.9	51.6	53.3	54.9	56.4	57.5	55.2	57.1	57.9
うち町村部 (%)	-	-	-	-	-	-	0.2	0.5	0.7	2.3	2.8	4.0	5.0	5.6	6.4	8.4	10.0	11.5	13.0	15.3	18.3	21.1	23.7	27.2	22.2	23.7

